

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○生活保護法に基づく介護機関の指定(保険福祉課)	一	○特定調達契約に係る一般競争入札の実施	七
○右同	二	○右同	九
○貸金業者の業務の停止(中小企業課)	二	○不在者投票を取り扱う施設の名称の変更	一一
○右同	三	○政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等	一一
○道路の区域変更及び供用開始(道路維持課)	五	○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動	一二
○土地区画整理組合の定款の変更認可(都市計画課)	六	○政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等	一三
○貸金業者の所在不明の公告	六	○政治資金規正法に基づき指定の届出のあった資金管理団体の名称等	一三
○開発行為に関する工事の完了(建築課)	七	○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動	一四

告示

奈良県告示第五百四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

次のとおり介護機関の指定をした。

平成十七年二月二十二日

奈良県知事 柿本善也

名称	主たる事務所所在地	名称	所在地	種類	指定年月日
有限会社山宅介護センターさくら	榎原市中曾司町四四一	在宅介護センターさくら	榎原市中曾司町四四一	訪問介護	平成十七年一月二十一日
有限会社山恵	大和高田市本郷町七一六	花たばデイサービスセンター	大和高田市本郷町七一六	通所介護	平成十七年一月十五日
株式会社大阪きもの着付学院	大阪市中央区南久宝寺町四一五一	ハローサン	香芝市白鳳台二二三一三	訪問介護及び居宅介護支援事業	平成十七年一月十五日
有限会社介護サービスあんしん	北葛城郡上牧町桜ヶ丘一八一六	介護サービスあんしん	北葛城郡上牧町桜ヶ丘一八一六	訪問介護	平成十六年十二月一日
有限会社スリーハート	生駒市南田原町一二三	スリーハートケアセン	生駒市谷田町一二八六	訪問介護	平成十七年二月一日

ミレ	有限会社へ ルパーステ ーションス	桜井市大字 桜井二六一	ヘルパース テーション つつみ	桜井市谷一 〇八ワン ルームアベ 三〇一	訪問介護	平成十七年 二月一日
	三宅繊維株 式会社	御所市八四	デイサービ スとき森	御所市八四	通所介護	平成十七年 二月一日
	有限会社奈 良ケアセン ターはる	大和高田市 市場七七四 一	訪問看護ス テーション はる	大和高田市 市場七七四 一	訪問看護	平成十六年 十一月一日
	株式会社コ ムスン	東京都港区 六本木六一 一〇一 六本木ヒル ズ森タワー 三五階	株式会社コ ムスン檀原 ケアセンタ ー	檀原市城殿 町二五四一 六 ハヤシ ビル二階	訪問入浴介護	平成十六年 三月一日
	株式会社レ ンタルブレ イン	桜井市粟殿 一〇〇五一 三 ハイッ 森本一階一 A	ユースフル ブレイン	桜井市粟殿 一〇〇五一 三 ハイッ 森本一階一 A	福祉用具貸与	平成十七年 二月一日
		〇一〇五	ター	一 アド パンハイッ 一号館二〇 三号室		

有限会社マ インド	生駒郡斑鳩 町龍田北一 一七三	ケアサポー ト阪奈	大和郡山市 小林町三九 五一九	福祉用具貸与	平成十七年 一月一日
有限会社や すらぎ工房	香芝市磯壁 一〇〇〇 〇一六	介護ステー ションやす らぎ工房	香芝市磯壁 一〇〇〇 〇一六	訪問介護	平成十七年 二月一日
有限会社ま ごの手	天理市豊井 町一四八	まごの手	天理市豊井 町一四八	訪問介護	平成十七年 二月一日

奈良県告示第五百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成十七年二月二十二日

奈良県知事 柿本善也

介護機関の名称又は氏 名	住所	施設又は居室サ ービスの種類	指定年月日
くま内科	大和郡山市朝日町一 一三一二階	訪問看護、訪問 リハビリテーシ ョン及び居宅療 養管理指導	平成十七年一月 六日

奈良県告示第五百四十九号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十六条第一号の規定により、次の貸金業者に対して、平成十七年二月二十五日から同年四月十日までの四

十五日間、業務の全部を停止（弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。）
 することを同年二月十六日命じた。

平成十七年二月二十二日

奈良県知事 柿本善也

タカシヨー	バンビー	三永商事		三栄商事	密山商事	商号又は名称
高田 学	田中 彰	宮橋 義之	車谷 浩子	北川 勲	佐々岡 斗 浩	氏名又は代 表者の氏名
天理市荒蒔町一三八番地 四 藤本ビル四〇一号	生駒市鹿畑町一番地三	御所市柏原四一五番地五	磯城郡田原本町味間二三 〇番地四	吉野郡大淀町比曾一三九 一番地一	桜井市外山二七五番地	主たる営業所等の所在地
奈良県知事 (一) 第〇	奈良県知事 (三) 第〇 〇九〇〇号	奈良県知事 (六) 第〇 〇六二八号	奈良県知事 (六) 第〇 〇六一七号	奈良県知事 (七) 第〇 〇三三五号	奈良県知事 (七) 第〇 〇三一二号	登録番号
平成十四年五 月十六日	平成十四年四 月一日	平成十五年五 月三十一日	平成十五年二 月二十五日	平成十四年十 一月六日	平成十四年十 月二十五日	登録年月日

ハヤシ商事	商号又は名称	氏名又は代 表者の氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日
林 春雄			吉野郡大淀町下瀨二二六 番地	奈良県知事 (七) 第〇 〇二二五号	平成十四年六 月十二日

小西商事	小西 重	檀原市曲川町六丁目一九 番地一	一〇六七号	奈良県知事 (二) 第〇 一〇七五号	平成十四年九 月十九日
きよし興産	三好 清文	北葛城郡上牧町滝川台二 丁目一四番地一〇	奈良県知事 (二) 第〇 一〇八九号	平成十五年四 月二十二日	
ビクトリー	井上 許栄	天理市佐保庄町二一八番 地	奈良県知事 (二) 第〇 一一一〇号	平成十五年十 一月十九日	

奈良県告示第五百五十号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十六条第一号の規定により、次の貸金業者に対して、平成十七年二月二十五日から同年五月十日までの七十五日間、業務の全部を停止（弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。）
 することを同年二月十六日命じた。

平成十七年二月二十二日

奈良県知事 柿本善也

祥栄商会	中込商事	大晃産業	北口商事	丸忠商事	丸山商店	村武興産	北川商事	
真野 修治	中込 昭夫	寺田 丈一	北口 コナ	池田 忠男	丸山 ヨリ	村武 彰一	北川 富重	
奈良市三条本町一丁目九	奈良市横井町二六七番地 二	天理市勾田町二二三番地 一四	御所市柏原三三九番地	生駒郡安堵町東安堵三三 〇番地一	御所市一四五番地二	奈良市神功四丁目一番地 八の一〇一 有限会社サ ンプラント興業内	奈良市中町三四七番地	
奈良県知事	奈良県知事	奈良県知事	奈良県知事	奈良県知事	奈良県知事	奈良県知事	奈良県知事	
〇六九七号	〇三三三〇号	〇三三八三号	〇三七八号	〇三六九号	〇三三〇号	〇二四七号	〇二四六号	
平成十五年十	平成十四年十 二月二十日	平成十四年十 二月四日	平成十四年十 二月四日	平成十四年十 一月二十日	平成十四年十 一月六日	平成十四年八 月二十一日	平成十四年八 月二十一日	
吉村商事	大栄商事	ミツヨシ企画		松浦	清栄商事	協和商事		
吉村 美知	小松 久光	山崎 勝徳	北森 康史	松浦 美千	喜多 秀子	岩本 春夫		
子	香芝市上中四九三番地一	北葛城郡広陵町三吉一七 三四番地三	生駒郡斑鳩町龍田西二丁 目五番地一五	大和郡山市東岡町一一番 地一	大和郡山市小泉町六七二 番地一三七	大和郡山市南郡山町二二 四番地五	三番地三〇六	
奈良市慈明寺町二二〇番 地	奈良県知事	奈良県知事	奈良県知事	奈良県知事	奈良県知事	奈良県知事	奈良県知事	
〇九四九号	〇九四二号	〇八四四号	〇八二〇号	〇八一四号	〇七三八号	〇七三六号	〇七三六号	
〇二二第〇	〇九四二号	〇八四四号	〇八二〇号	〇八一四号	〇七三八号	〇七三六号	〇七三六号	
平成十四年九 月八日	平成十五年三 月二十四日	平成十五年二 月二十一日	平成十五年九 月二十九日	平成十五年二 月十日	平成十四年十 一月二十五日	平成十五年十 二月十八日	平成十五年十 二月十二日	

ウエカジ	植梶 泰司	ス	光ファイナン	誠商事		ドリームパー トナー	(有)サリー ズイマジ ンロード	優成商事
西村 憲一	植梶 泰司	太郎	太田代 健	島田 昌美	川崎 昌美	新井 妙子	保阪 小百	梅原 義弘
奈良市大宮町四丁目二七	三 檀原市曾我町四〇七番地	二	天理市守目堂町二七番地	天理市柚之内三九四番地	天理市川原城町八六三番 地和光天理ビル二〇一	御所市柏原八番地二四東 三の二六	奈良市恋の窪東町一四〇 番地一三	五 奈良市紀寺町八八五番地
奈良県知事	奈良県知事	一〇九三三	奈良県知事	奈良県知事	奈良県知事	奈良県知事	奈良県知事	奈良県知事
平成十五年八	平成十五年七 月二十四日	月二十三日	平成十五年五	平成十五年三 月十二日	平成十四年十 一月六日	平成十四年七 月十八日	平成十四年四 月十八日	平成十四年十 一月十五日

一成商事	畑 多恵子	葛城市北花内六一四番地 一 サンライフ新庄一〇 二 号	奈良県知事	平成十五年十 一月二十七日
将和	中川 英典	磯城郡田原本町薬王寺六 二番地一八	奈良県知事	平成十五年九 月十八日
		三番地一奈良スカイハイ ツ二〇四	(二) 第〇 一〇九八号	月二十日

奈良県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十七年二月二十二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百六十五号
- 三 道路の区域

区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
檀原市醍醐町三三七 番一先から	前	九・一	二六一・〇	
		一一・一		

檀原市醍醐町三五三番一先まで	後	一三・三 }	二六一・〇
檀原市醍醐町三八四番四先から	前	八・七 }	一八八・五
檀原市醍醐町五九八番三先まで	後	一二・五 }	一八八・五
		一四・一	

四 供用開始の区間
道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分
供用開始年月日
平成十七年二月二十二日

奈良県告示第五百五十二号

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第十条及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。
平成十七年二月二十二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 土地区画整理組合の名称
檀原市五条野土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
檀原市五条野町六三二番地
- 三 施行地区
檀原市五条野町、菖蒲町二丁目、菖蒲町三丁目及び菖蒲町四丁目の各一部

公 告

四 事業施行期間
平成八年一月九日から平成十七年三月三十一日まで

五 設立認可の年月日
平成七年十二月二十六日

六 変更の内容
事務所の所在地を檀原市八木町一丁目一番一八号に変更した。
公告の方法を「檀原市役所前の掲示板及び檀原市五条野土地区画整理組合事務所掲示板に掲示する。」から「檀原市役所前の掲示板及び檀原市五条野正楽寺前檀原市掲示板に掲示する。」に変更した。

七 変更認可の年月日
平成十七年二月二十二日

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十八条第一項の規定により、次の貸金業者については、その所在を確知できないため公告する。
なお、この公告の日から三十日を経過しても申出がないときは、貸金業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により貸金業者の登録を取り消す。
平成十七年二月二十二日

奈良県知事 柿本善也

商号又は名称	氏名又は代表者の氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日
富亀ファイナンス	宇高明	檀原市葛本町三三三番地五	奈良県知事 (一) 第〇 一一〇八号	平成十五年十一月十九日
ベルファイナンス	鈴木 宏子	天理市川原城町六八〇番地五一	奈良県知事 (N一) 第	平成十五年十一月十九日

〇一一一
号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十七年二月二十二日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年六月十六日第七四一三〇号

平成十七年一月十二日第七四一三〇一一号

平成十七年一月二十六日第七四一三〇一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年二月十四日第六一七九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年二月十四日第三九二九号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市壱分町八三番地ノ五〇、八三番地ノ六二、八三番地ノ六三、八三番地ノ六四、八三番地ノ六五、八三番地ノ六九、八三番地ノ七〇、八三番地ノ七一、八三番地ノ七二、八三番地ノ七三、八三番地ノ七四、八三番地ノ七五、八三番地ノ七六、八三番地ノ七七、八三番地ノ七八、八三番地ノ七九、八三番地ノ八〇、八三番地ノ八一、八三番地ノ八二、八三番地ノ八三、八三番地ノ八四、八三番地ノ八五及び八三番地ノ八六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都府京田辺市新茶屋前一〇番地ノ一〇

有限会社匠建 代表取締役 大本修司

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市壱分町八三番地ノ五〇及び八三番地ノ六一

公園 生駒市壱分町八三番地ノ六三

下水道 生駒市壱分町八三番地ノ五〇及び八三番地ノ六二の各一部

県営水道公告

奈良県水道管理センターで使用する電気の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成17年2月22日

奈良県知事 柿本善也

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県水道管理センターで使用する電気

予定使用電力量 4,400,000キロワット時

2 入札物件の数量及び特質

入札説明書によります。

3 調達期間

平成17年7月1日から平成18年6月30日まで

4 調達場所

大和郡山市清原寺町444-3

奈良県水道管理センター

5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たすものが、この入札に参加することができます。

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する

<p>者でないこと。</p> <p>2 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>3 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>4 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>5 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。</p> <p>6 奈良県物品購入等に係る競争入札参加資格のうち、営業種目J2のガス類その他（電力の供給）に関する登録をしているものであること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県出納局総務課国費用度グループ（県庁主棟1階） 電話（代表）0742-22-1101（内線4718）</p> <p>7 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による届出をした者であること。</p> <p>第3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等 〒630-8131 奈良市大森町57-12 奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎3階）</p> <p>第4 入札手続等</p>	<p>1 入札説明書の交付期間及び交付場所等</p> <p>(1) 交付期間 平成17年2月22日（火）から同年3月9日（水）まで（土曜日及び日曜日を除きます）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。</p> <p>(2) 場所 第3に同じ。</p> <p>(3) 費用 無償</p> <p>2 仕様書の交付期間及び交付場所等</p> <p>(1) 交付期間 平成17年3月1日（火）から同月9日（水）まで（土曜日及び日曜日を除きます）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。</p> <p>(2) 場所 第3に同じ。</p> <p>(3) 費用 無償</p> <p>3 入札説明会の開催</p> <p>(1) 日時 平成17年3月10日（木）午後2時から</p> <p>(2) 場所 第3に同じ。</p> <p>4 入札の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成17年4月4日（月） 午後2時</p> <p>(2) 場所 第3に同じ。</p> <p>5 郵便による入札</p> <p>入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便としてください。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「平成17年4月4日開札奈良県水道管理センターで使用する電気の調達に係る入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入れた入札書に、入札説明書で示す必要書類を添えて、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県水道局総務課長あての親展として、平成17年4月4日（月）の午前中までに第3に定める場所へ到着するようにしてください。</p> <p>第5 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 免除します。</p>
--	---

<p>3 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札者は、所定の入札書及び委任状を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>4 入札の無効</p> <p>第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する国際競争入札心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>5 契約書作成の要否</p> <p>要しませぬ。</p> <p>6 落札者の決定方法</p> <p>予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。</p> <p>7 調達手続の停止等</p> <p>この調達に関する苦情の処理手続において、契約締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。</p> <p>8 手続における交渉の有無</p> <p>無</p> <p>9 その他</p> <p>詳細は、入札説明書によります。</p> <p>第6 Summary</p> <p>1 Subject of Procurement: Electricity about 4,400,000kWh to use at Nara Prefecture Water Supply Control Center</p> <p>2 Time Limit of Tender (by hand): 2:00 p.m. on April 4, 2005</p> <p>3 Time Limit of Tender (by mail): 0:00 p.m. on April 7, 2005</p> <p>4 For further infomation, please contact: General Affairs & Contract Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau, Nara Prefectural Government 3rd floor, Nara General Office Building of Nara Prefectural Government 57-12 Omori-cho, Nara City, 630-8131 Nara Pref. Japan</p>	<p>Phone: 0742-25-0771 ext. 336</p> <p>奈良県桜井浄水場で使用する電気の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。</p> <p>なお、この公告による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。</p> <p>平成17年2月22日</p> <p style="text-align: right;">奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>第1 競争入札に付する調達の内容</p> <p>1 入札物件</p> <p>奈良県桜井浄水場で使用する電気 予定使用電力量 4,340,000キロワット時</p> <p>2 入札物件の数量及び特質</p> <p>入札説明書によります。</p> <p>3 調達期間</p> <p>平成17年7月1日から平成18年6月30日まで</p> <p>4 調達場所</p> <p>桜井市初瀬3701 奈良県桜井浄水場</p> <p>5 入札方法</p> <p>入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>次に掲げる条件をすべて満たすものが、この入札に参加することができます。</p> <p>1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p>
--	--

<p>2 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県の指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>3 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。</p> <p>4 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>5 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。</p> <p>6 奈良県物品購入等に係る競争入札参加資格のうち、営業種目Jのガス類その他（電力の供給）に関する登録をしているものであること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地</p> <p>奈良県出納局総務課国費用度グループ（県庁主棟1階） 電話（代表）0742-22-1101（内線4718）</p> <p>7 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による届出をした者であること。</p> <p>第3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部署等の名称、所在地等 〒630-8131 奈良市大森町57-12 奈良県水道局総務課（奈良県奈良総合庁舎3階）</p> <p>第4 入札手続等</p> <p>1 入札説明書の交付期間及び交付場所等</p>	<p>(1) 交付期間 平成17年2月22日（火）から同年3月9日（水）まで（土曜日及び日曜日を除きます）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。</p> <p>(2) 場所 第3に同じ。</p> <p>(3) 費用 無償</p> <p>2 仕様書の交付期間及び交付場所等</p> <p>(1) 交付期間 平成17年3月1日（火）から同月9日（水）まで（土曜日及び日曜日を除きます）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。</p> <p>(2) 場所 第3に同じ。</p> <p>(3) 費用 無償</p> <p>3 入札説明会の開催</p> <p>(1) 日時 平成17年3月10日（木）午後2時30分から</p> <p>(2) 場所 第3に同じ。</p> <p>4 入札の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成17年4月4日（月） 午後2時30分</p> <p>(2) 場所 第3に同じ。</p> <p>5 郵便による入札</p> <p>入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便としてください。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「平成16年4月4日開札奈良県桜井浄水場で使用する電気の調達に係る入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入れた入札書に入札説明書で示す必要書類を添えて、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県水道局総務課長あての親展として平成17年4月4日（月）の午前中までに第3に定める場所へ到着するようにしてください。</p> <p>第5 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 免除します。</p> <p>3 入札者に要求される事項</p>
---	--

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第百十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり名称の変更があった。
平成十七年二月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

名 称	所 在 地
新 独立行政法人国立病院機構 奈良医療センター	奈良市七条二丁目七八九番地
旧 独立行政法人国立病院機構 西奈良病院	

奈良県選挙管理委員会告示第百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による設立の届出のあった政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成十七年二月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

- (1) 入札者は、所定の入札書及び委任状を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
 - (2) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
 - 4 入札の無効
第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する国際競争入札心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
 - 5 契約書作成の要否
要しません。
 - 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
 - 7 調達手続の停止等
この調達に関する苦情の処理手続において、契約締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。
 - 8 手続における交渉の有無
無
 - 9 その他
詳細は、入札説明書によります。
- 第6 Summary
- 1 Subject of Procurement: Electricity about 4,340,000kWh to use at Nara Prefecture Sakurai Water Treatment Plant
 - 2 Time Limit of Tender (by hand) : 2:30 p.m. on April 4, 2005
 - 3 Time Limit of Tender (by mail) : 0:00 p.m. on April 4, 2005
 - 4 For further infomation, please contact: General Affairs & Contract Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau, Nara Prefectural Government 3rd floor, Nara General Office Building of Nara Prefectural Government 57-12 Omori-cho, Nara City, 630-8131 Nara Pref. Japan
Phone: 0742-25-0771 ext.336

中山武彦後援会	中山武彦	中山美香	香芝市高山台三一 六一一八	平成十七年一月 十二日
松本よしあき励ます会	南幸雄	大谷清繁	吉野郡吉野町志賀 一四七三	平成十七年一月 十三日
向井みつひこ後援会	井本隆一	松本伊司	吉野郡東吉野村木 津四〇一一	平成十七年一月 十四日
奥山たかとし後援会「ビジョン会議」	吉村貞廣	山中一晃	香芝市逢坂四一九 六四	平成十七年一月 十四日
藤井本浩後援会	岡田博	吉藤ひろみ	葛城市新庄四三七 一三	平成十七年一月 十八日
河井重一後援会	庄司俵兵衛	辻武	吉野郡東吉野村小 川三七	平成十七年一月 十九日
西川まさかつ後援会	西川正克	馬場前	橿原市五井町八八	平成十七年一月 十九日
「森井常夫を励ます会」	汐見定次	西川佳璋	香芝市鎌田四二七	平成十七年一月 二十日
中村よしみち後援会「ふれあいネット・くらしの現場」	伊東明	中村康雄	香芝市北今市三一 一五八一八	平成十七年一月 二十四日

土井康嗣後援会	藤井陽治	桜本広治	五條市岡町六七	平成十七年一月 二十四日
旭ヶ丘をよくする会（川田裕後援会）	神田和一	服部訓都	香芝市上中一〇〇 四一一五	平成十七年一月 二十七日

奈良県選挙管理委員会告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年二月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓 喜

（政党の支部）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
自由民主党奈良県 歯科技工士連盟支 部	代表者 会計責任者	中村圭作 林正人	植本昌男 山本信義	平成十七年一 月十三日
自由民主党香芝市 支部	主たる事務 所の所在地 代表者 会計責任者	香芝市関屋九五 二一一	香芝市上中七七 七一二 元田三男 岸為治	平成十七年一 月二十五日
	代表者 会計責任者	黒松康至	沢井礼次郎	

清水一雄後援会	植田昌孝後援会	川西茂一後援会	植田忠行後援会	渡辺正信後援会	小柴一宏後援会	小林たかし後援会	奈良政経研究会	長谷川明後援会	政治団体の名称	(その他の政治団体)
代表者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	会計責任者	会計責任者	主たる事務所の所在地	異動事項	
大浜宏祥	片岡幹雄	葛城市疋田八四一―二	笠井清太郎	橿原市飛驒町一五〇	九	古川守	古川守	桜井市外山一一五	異動後	
下村弥栄	山崎新光	北葛城郡新庄町疋田八四一―二	高垣年伸	橿原市城殿町一四〇―四	北葛城郡新庄町北道穂七九	稲岡義也	稲岡義也	桜井市三輪元松之本方七二―五	異動前	
平成十七年一月二十七日	平成十七年一月二十日	平成十七年一月二十日	平成十七年一月十七日	平成十七年一月十七日	平成十七年一月十三日	平成十七年一月十二日	平成十七年一月十二日	平成十七年一月十一日	届出年月日	

公職の候補者	資金管理団体	奈良県選挙管理委員会告示第百十五号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。 平成十七年二月二十二日 奈良県選挙管理委員会 委員長 白井皓喜		
		政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
		「大倉勝彦を励ます会」	黒川保	平成十六年十二月三十一日
		北岡篤後援会	北岡篤	平成十六年十二月三十一日
		次世代ネットワーク	三好琢	平成十六年二月二十八日
土井康嗣後援会	森本七郎	平成十七年一月二十四日		

届出者の氏名	中山武彦	公職の種類	香芝市議会議員	政治団体の名称	中山武彦後援会	主たる事務所の所在地	香芝市高山台三 一六一一八	代表者の氏名	中山武彦	届出年月日	平成十七年一月十二日
--------	------	-------	---------	---------	---------	------------	------------------	--------	------	-------	------------

奈良県選挙管理委員会告示第百十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、公職の候補者から同条第二項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年二月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

公職の候補者の氏名	川西茂一	資金管理団体の名称	川西茂一後援会	異動事項		異動後	葛城市疋田八四一	異動前	北葛城郡新庄町疋田八四一	届出年月日	平成十七年一月二十日
公職の種類											

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

